

# 君津中央病院企業団議会

平成29年6月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長福山悦男は、平成29年6月21日をもって平成29年6月30日午後3時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 住ノ江雄次、3番 久良知篤史、4番 鈴木良次、5番 須永和良  
6番 石井清孝、7番 鈴木幹雄、8番 福原敏夫、9番 小泉義行、10番 佐久間 清  
11番 篠原幸一、12番 山口幹雄

欠席議員

な し

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

総務課副参事 亀田陽一郎、総務課主幹 石井利明

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 福山悦男、代表監査委員 坂元淳一、監査委員 金網房雄、病院長 海保 隆  
専務理事兼事務局長 高橋功一、事務局次長兼総務課長 小島進一  
事務局次長兼管財課長 池田倫明、財務課長 竹下宗久、医事課長 坂本喜視  
経営企画課長 石黒徳純、副院長 須田純夫、副院長兼医療技術局長 須藤義夫  
副院長兼看護局長 齊藤みち子、分院長 田中治実、学校長 柴 光年、医務局長 畦元亮作  
地域医療センター長 八木下敏志行、医務局理事 篠崎俊秀

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
(提案理由の説明、補足説明、質疑、採決)
- ・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(第1号)  
(提案理由の説明、補足説明、質疑、採決)
- ・議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)  
(提案理由の説明、補足説明、質疑、採決)

(午後3時00分開会)

<副議長>

それでは、時間になりましたので。

今定例会におきましては議長が不在となっております。日程第4で行われます議長の選挙が終了するまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、副議長の私が議長の職務を代理いたしま

す。

初めに出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は12名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成29年6月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで福山企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましてはご多忙中のところ、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

平成29年度も3か月が過ぎようとしております。当企業団を取り巻く環境の一つである国の政策ですが、「経済財政運営と改革の基本方針2016」では、医療費の適正化計画の策定や地域医療構想の取り組み推進による社会保障費の削減として、医療費の抑制を図ろうとしており、今後も病院経営にとって厳しい状況が続くことが推測されるものであります。

そのような状況の中、当企業団においては、将来にわたり持続可能な事業及び地域の皆さんに必要とされる病院づくりを目指した計画である第4次3か年経営計画の最終年度となり、計画に掲げた施策を実現することにより、医療提供体制の充実、地域における連携体制の強化、経営の効率化を推進するとともに、国の方向性を踏まえ、君津医療圏における当企業団の使命と役割を果たすため、尽力してまいります。

さらに、平成28年度は、非常に厳しい経営状況となり、昨年12月に職員に対し、経営再建に取り組む基本方針を示すとともに、取り組まねばならない課題等を示し、事業運営を進めてまいりました。本年度も引き続き経営の再建に向け、職員一同、力を合わせて努力してまいりますので、議員の皆さんには倍旧のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第です。

さて、本定例会では、君津中央病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めることについての議案3件を提出させていただいております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<副議長>

日程に入るに先立ちまして、人事について報告をいたします。

木更津市議会選出の石井勝議員及び平野卓義議員が企業団議会議員を辞職され、石井勝議員は再任され、新たに住ノ江雄次議員が選任されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いします。

石井勝議員。

<1番 石井 勝議員>

僕はいいでしょう……。一番古くなっちゃって申しわけない。来年はやめますから。よろしくお願い致します。

<副議長>

住ノ江議員。

<2番 住ノ江雄次議員>

6月の議会人事でもちまして、このたび企業団議員として選出されました住ノ江でございます。

議会の本会議場と全く同じ席で石井議員の隣ということで、何か、そのまま本会議に来たような思いでございますが、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

<副議長>

諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます、その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

#### 日程第1 議席の指定について

日程第1、議席の指定を行います。

議席は副議長において指定いたします。

石井勝議員を1番、住ノ江雄次議員を2番と指定いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、副議長から石井勝議員と須永和良議員を指名します。

#### 日程第4 議長の選挙

日程第4、議長でありました平野卓義議員が6月8日付で辞職となったため、議長が欠けております。よって、これにより議長選挙を行います。

議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議長選挙につきまして先例を申し上げます。

議長は、構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。

選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法をとってまいりました。

推薦の方法としては、構成市の議会選出議員のうちから、おのおの1名の選考委員を立てて、そこに

副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推選するというものです。

先例は以上でございます。

<副議長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により、指名推選の方法で選出することとして差し支えないか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

それでは、各市、選考委員を発表してください。

木更津市さんから。

<1番 石井 勝議員>

石井が選考委員に選ばれました。

<副議長>

君津市。

<5番 須永 和良議員>

須永が選考委員をやります。

<副議長>

富津市さん。

<8番 福原 敏夫議員>

福原が選考委員をやります。

<副議長>

袖ヶ浦市。

<11番 佐久間 清議員>

佐久間が選考委員になりました。

<副議長>

選考委員には、別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩します。

(午後3時08分休憩)

(午後3時12分再開)

<副議長>

再開します。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

慎重審査の結果、学力、識見ともに、それから議会運営が非常になれている住ノ江さんを議長に推薦したいと思います。推薦委員会でも住ノ江さんを満場一致で議長ということになりました。

<副議長>

選考委員会の選考の結果、住ノ江議員が議長に指名推選されました。

皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、住ノ江議員が議長に決定いたしました。

以上をもちまして、私の職務を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

住ノ江議員、こちらへお願いします。

(副議長退席、議長、議長席へ)

<2番 住ノ江雄次議員>

ただいま議長ということで推薦をいただきました木更津市の住ノ江でございます。

それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいまの選考委員会で推薦をいただき、また皆様からのご賛同もいただきまして、議長として就任することと相なりました。誠に光栄でありますとともに、その責任の重要さをひしひしと感じているところでございますが、一生懸命務めてまいりたいと思いますので、ぜひ、議会の皆様のご支援をいただきながら、この議会を進めてまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願いを申し上げます。

(拍手)

(議長着席)

<議長>

それでは、これより議事進行を務めさせていただきます。

## 日程第5 議案の上程

日程第5、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は3件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご了承願いたいと思います。

なお、上程される議案については一括して提案理由の説明を求めます。

福山企業長。

<企業長>

それでは、本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたこと、並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(第1号)は、国保直営総合病院君津中央病院の医療行為により、損害賠償の義務が生じ、損害賠償の額の決定について、急施を要したために、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月14日に専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)は、平成28年度第4四半期における高額材料の消費が増大したことによる、たな卸資産の購入限度額に不足が生じ、補正増額を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第4号)を平成29年3月31日に専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終了します。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、続きまして、補足説明を求めます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、事務局に補足説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議案第1号 君津中央病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをごらんください。

初めに、提案理由ですが、1点目として、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定を整備するものであります。

2点目として、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定を整備するものであります。

次に、改正の内容ですが、議案説明資料の2ページをごらんください。

個人情報保護条例の新旧対照表でございます。

条例第2条第7号には、情報提供等記録について定義していますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法の第19条第8号に規定されている独自利用事務の情報連携についても、同法第21条第2号から第25条までに規定されている情報提供ネットワークシステムによる特定の個人情報の提供に関する規定が準用されることが同法第26条に規定されたため、定義に加えようとするものでございます。

次に、同じく、議案説明資料の3ページをごらんください。

条例第14条第3号ただし書きには、非開示情報の例外を規定しており、既定中のウでは、独立行政法人通則法を引用していますが、同法の改正により、独立行政法人の定義が追加されるとともに、独立行政法人の名称が変更となったことから、引用条項を第2条第2項から第2条第4項に改め、名称を「特定独立行政法人」から「行政執行法人」に改めようとするものです。

次に、同資料の3ページ、一番下の行から4ページにかけてですが、条例第25条第2項には、情報提供等記録の訂正を実施した場合に、書面で通知する旨、規定していますが、番号法第19条第8号に規定されている独自利用事務の情報連携についても対象として加えようとするものでございます。

また、同資料の4ページ、上から7行目、条例第27条第1項には、個人情報の利用停止請求権を規定していますが、番号法に新たに独自利用義務の情報連携についても情報提供ネットワークシステムによる特定の個人情報の提供に関する規定が準用されることが新たに第26条として加えられたことから、改正前の番号法第26条以下が繰り下げとなり、改正前の第28条が改正後は第29条となったことから、条例で引用している同法の規定を「第28条」から「第29条」に改めようとするものでございます。

同資料の1ページにお戻りいただきたいと思います。

3の施行日ですが、改正後の条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでございます。

討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第1号 君津中央病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(第1号)、事務局に補足説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(第1号)について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の5ページをごらんください。

君津中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により、50万円以上の損害賠償額の決定については、議会の議決を要することとなっておりますが、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容ですが、国保直営総合病院君津中央病院の医療行為による損害を賠償したものであります。

損害賠償の理由ですが、国保直営総合病院君津中央病院が木更津市在住の患者において、平成24年9月5日に内視鏡下副鼻腔手術を実施した際、左眼窩内側壁の損傷が発生してしまい、左眼球運動制限による後遺障害が残存したことによるものでございます。

損害賠償の金額は1,616万8,135円であります。

平成29年3月14日付で専決処分を行ったものです。

なお、本件については平成29年3月15日に示談が成立しております。

専決処分(第1号)に関する説明は以上です。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでございます。

討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員であります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(第1号)は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)、事務局に補足説明を求めます。

高橋専務理事。

<専務理事兼事務局長>

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)について、補足説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料は、提出議案説明資料の6ページをごらんください。

企業団財務規程第44条において、診療のために短期間のうちに消費される薬品や診療材料をたな卸資産としています。地方公営企業法施行令第17条では、このたな卸資産の購入限度額を予算に記すこととされており、当企業団では平成28年度予算の第9条にたな卸資産の購入限度額を52億1,943万2,000円と定めておりました。しかし、平成28年度第4四半期、特に2月、3月に想定を上回る入院患者の増があったことで、収益は増大したものの、薬品や診療材料の消費もふえ、その結果、たな卸資産購入限度額に不足が生じることとなりました。

企業団財務規程第46条には、予算に定めるたな卸資産の購入限度額の範囲内において、必要に応じ、たな卸資産を購入すると規定されていることから、この不足を補うため、たな卸購入限度額を53億4,903万2,000円に増額するための補正が必要となりましたが、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付で平成28年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算(第4号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるようとするものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

今回の補正による増額は、表の中ほどにお示ししてあるとおり、1億2,960万円となります。その内訳は、右端の説明欄に記してあるとおり、薬品分として3,672万円、診療材料分として9,288万円となります。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでございます。

討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員でございます。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)は、原案のとおり承認されました。

以上で全ての議案を議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福山企業長。

<企業長>

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日はまた、4市の議会その他で大変お忙しい中をお集まりいただきまして、議員の先生方には大変ありがとうございました。

3議案につきましてご審議いただき、またお通しいただいたこと、本当に御礼申し上げます。

本当に日ごろは病院の運営に関しましていろいろご理解、ご指導いただきまして、本当にありがとうございます。

特に、昨年度は厳しい状況になってしまいました。先ほども高橋専務のほうからお話しがございましたけれども、引き続き、病院の運営に関しまして精いっぱい努力をしていきたい、決死の努力をしていきたい、こういうふうに考えております。

今、国はですね、医療制度とか医療の変革の時期というような感じがしてまいります。先日もですね、昨年度の私立の病院、それから公的な病院の医療状況がどうなっているかという調査の結果が報告されました。その中で、公私病連、公立私立病院連盟というのがございまして、そこが毎年行っているんですけども、今回、大変厳しい状況がありまして、赤字病院が72%にふえ、特に自治体病院は8割が赤字であるという状況になっているというような結果が出ております。それから、先ほど病床利用率の話が出ましたけど、病床利用率が平均72%というデータが出ています。

うちの病院が余りよくなかったんで、悪い話ばかりするわけじゃございませんけれども、いずれにしても、今年から来年にかけて、医療制度の改定と申しますか、国のほうはですね、医療の適正化と、医療費の適正化と大変うまい話をしていますけれども、社会保障費が国の33%に支出がいつているということをですね、国は大変厳しく考えているわけで、その結果出てくる、いろんな数字や、また制度がございまして、大変厳しいと思います。

来年は、診療報酬の改定がありまして、6年に1回の介護報酬の改定がございまして。そしてさらにですね、国民健康保険法の改正が来年ございまして。これが大変厳しく、もめにもめておりまして、国は最初、1,700億円出すとか出さない、言っていましたけれども、私は県のほうの国民健康保険法改正の運営協議会の委員をさせられておりまして、ちょいちょい会議がございまして、今度は県のほうに、都道府県に保険料がいつて、そして納付金をですね、市町村が県に納める形になります。保険料がどうなるかというんで、なるべく上げないようにという方向で議論してるんですけども、果たしてどうなるか。国の交付金がかかり出ないと、難しい問題じゃないかなと、こういうふうに考えております。そこへさらに今度は、第7次の医療法の改正がまたあることが決まりました。

こうなると、どういうふうに、その中で病院関係ですね、医療施設は生きていくのかというのは、もう真剣な戦いになるんじゃないかなと、私、しみじみと考えている次第で、いろんな経験を積み重ねて、いろいろと戦っていかないといけないと。私も昔の人間で、戦うなんて言葉を使いますが、本当にそんな気分で私おります。

いずれにしても、地域の皆さんにですね、やっぱり公的病院としての、しっかりした医療をやっ

ぱり提供しなきゃならないという、その役目がありますんで、常にそれを頭に置いて、そして病院の運営もいい方向に行けるようにと、こういうふうを考えております。

いろいろと勝手なことを申し上げました。

今日は住ノ江議員さんに新しく今度おいでいただいて、また、議長もお願いして、本当にありがとうございました。今後ともまたよろしく、どうぞお願いいたします。

石井先生には引き続きまた、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますけど、御礼のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

以上をもちまして本定例会の日程は終了いたしました。

大変お疲れさまでございました。

(午後3時37分閉会)